

陵水艇友会会則（2014年5月改正）

第1章 総則

第1条（名称） 本会は「陵水艇友会」と称する。

第2条（目的） 本会は、母校・滋賀大学経済学部漕艇部の発展向上を援助し、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第3条（事務局） 本会の本部は関西地区におくものとし、本部内に事務局を設置する。

第4条（支部） 本会は関東支部、中部支部、関西支部をそれぞれ各地に置くものとし、その他必要に応じて連絡所を設置する。

第5条（事業） 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 母校漕艇部の発展に資するため、母校漕艇部との連絡を密にし、これに関して必要な援助および協力をなすこと。
2. 陵水艇友会会員相互の親睦をはかること。
3. 会報及び会員名簿を作成すること。
4. その他上記に関連する事業を行うこと。

第2章 会員

第6条（構成） 本会の会員は正会員、名誉会員、特別会員、賛助会員から構成されるものとする。

第7条（資格） 次に掲げる者を以て会員とする。

1. 正会員 滋賀大学経済学部(その前身を含む)または滋賀大学経済短期大学部を卒業し、在学中に漕艇部に所属した者。
2. 名誉会員 正会員の中で、卒業後60年以上が経過した者。
3. 特別会員 母校漕艇部に深い関係を持ち、現役部員に対して直接指導や支援をするなど発展向上のために尽力した者で、陵水艇友会役員会にて承認された者。
4. 賛助会員 母校漕艇部もしくは陵水艇友会と何らかの関係を持ち、本会の目的に賛同し、会への支援を受諾した者で、陵水艇友会役員会にて承認された者。
(附則) 漕艇部員の保護者については、部員が在籍中は役員会の承認を経ず、自動的に賛助会員となることができる。ただし、部員が退部もしくは卒業、その他理由により除籍になった場合は、同時にその保護者は賛助会員の資格を失うものとする。(附則のみ2016年5月追加)

第8条（会費） 正会員は所定の会費を納入しなければならない。
その他会員は会費を免除されるが、本人の意思により納入することを妨げない。

第9条（除名） 会員にして本会会則または総会決議に違背し、団結を乱し、或いは公序良俗に反し本会の体面を汚損したる者は除名されることがある。

第3章 役員および役員会

第10条（役員） 本会は次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 事務局長 1名（兼任を妨げない）
4. 幹事長 1名
5. 副幹事長 若干名
6. 幹事 若干名
7. 監事 2名
8. 支部長 関東支部・中部支部・関西支部 各1名
9. 支部幹事長 関東支部・中部支部・関西支部 各1名
10. 監督 1名（兼任を妨げない）

また必要に応じて名誉会長（若干名）と顧問（若干名）を任命できるものとする。

第11条（役員決定） 役員は役員会において人選を決定し、会長が本人に委嘱する。
ただし、総会において出席者の過半数の承認を得ることを条件とする。

第12条（役員任期） 役員の任期は1年とする。但し、会長のみは3年とする。但し、再任はこれを妨げない。
また役員が任期途中で職務を実行できないようなやむを得ない事情が発生した場合、会長はこれに代わる後任役員を委嘱し、役員会の承認を得て役員交代することができる。この場合、総会での承認は事後をもって良しとする。

第13条（職責） 各役員は以下の通り職責を有する。

会長	本会を代表して役員会にて決議されたる会務を執行する。緊急会務の執行においては良識をもってこれに対処し、役員会及び総会の事後承認を受けることができる。
副会長	会長を補佐し、会長の事故ある時は会長に代わって会務を執行する。
事務局長	総会・役員会の決議事項及び会長の指示に基づき、本会の円滑な運営を図る。
幹事長	総会・役員会の議事進行を行い、会員相互の親交を目的とした行事を企画し、会長の承認を得てその行事の開催運営を図る。
副幹事長	幹事長を補佐し、各支部との連携を深める。
幹事	幹事長を補佐し、本会の運営に関し、広い世代にわたり意見を吸収するとともに現役部員とのコミュニケーションを図る。
監事	本会の会計監査を行う。
支部長	各支部内の会員相互の親交を図り、支部総会の開催を主催する。
支部幹事長	支部長を補佐し、支部総会の議事進行を行う。また、支部会員の振興を目的とした行事を企画し、支部長の承認を得てその行事の開催運営を図る。
監督	母校漕艇部ならびに部員を監督・指導し、本会とのパイプを一層強固なものとする。
名誉会長	会長に助言を与える。
顧問	会長に助言を与える。

第14条（役員会） 本会は意思決定機関として役員会を有する。
役員会の構成メンバーは名誉会長、顧問を除くすべての役員であり、同時に正会員であることを条件とする。
役員会で決定された事項は、総会において多数決によって賛否を図り、出席者の過半数の承認を得て実行に移すことができる。ただし、1件50万円以内の支出については役員会はこれを決定実行する権限を有する。

第4章 総会

第15条（総会） 総会は通常総会と臨時総会からなり、正会員及び名誉会員がこれに出席することができる。また現役部員およびその他の会員も必要に応じて総会への出席を認める。

- 第16条（開催時期） 通常総会は毎年5月に開催されることを原則とする。ただし、役員会の決定に基づき開催時期を変更することを妨げない。
また臨時総会は役員会の決議により必要に応じて開催されるものとする。さらに臨時総会を以って通常総会に替えることを妨げない。
- 第17条（通知） 通常総会開催は開催日の1カ月以上前に会員にこれを通知しなければならない。ただし、臨時総会は例外とし、できるだけ迅速に通知するものとする。
- 第18条（開催請求） 会議の目的たる事項を明示して総会員の10分の1以上より請求がある場合は、会長は臨時総会を開催しなければならない。
- 第19条（議事） 総会の議長は会長がこれを務め、幹事長の進行によってこれを行う。総会は全ての議題につき、出席者の過半数を以って決し、賛否同数の場合は議長がこれを決する。

第5章 会計

- 第20条（会計年度） 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までを1期とする。
- 第21条（予算および決算） 本会の予算および決算は役員会において決定し、総会において出席者の過半数の賛同を以って承認されるものとする。その際、決算については監事による監査報告を受け、監査報告書を添付しなければならない。

第6章 出張旅費補助・慶弔費等の規程

- 第22条（出張旅費補助） 本会の会員が役員会が認定した本会業務のために出張等を行い、出張費用等が発生した場合は、実費費用の範囲内で補助金を支給することができる。
- 第23条（慶弔費） 過去の慣例と常識に基づき会長の判断により、本会の名において慶弔費を出費することができる。

第7章 会則の改定

- 第24条（会則改定） 本会則は必要に応じて改定することが認められる。改定の場合は役員会においてその内容を決定し、総会において3分の2以上の承認を得ることを条件とする。